志摩市立保育所・幼稚園一体化施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 志摩市立保育所・幼稚園一体化施設(以下「一体化施設」という。) の整備にあたり、多様化する保育・教育ニーズに対応し、豊かな人間性を育む保育・教育環境及び地域に根ざした保育・教育活動の拠点になるよう必要な事項を検討するため、市民参加による志摩市立保育所・幼稚園一体化施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、一体化施設の整備に関する事項について検討し、その結果 を市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、市内5地域に必要に応じ設置し、委員は、それぞれ20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 保育所保護者会代表
 - (2) 幼稚園保護者会代表
 - (3) 地区等の代表
 - (4) 未就園児保護者代表
 - (5) 保育所職員代表
 - (6) 幼稚園職員代表
 - (7) 子育て支援課長
 - (8) 教育総務課長

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告をした日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 団体の代表者の任期は、その職に在任する期間とする。

(役員)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課及び教育委員会教育総務課 において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。